

平成24年度厚生労働省税制改正要望の主な事項

I. 子ども・子育て

■ 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

子ども・子育て新システムの構築に伴い、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業(注1)に位置づける方向で検討している総合施設(仮称)(注2)に対して、幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じることや、新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じる。＜内閣府とりまとめ＞

■ 平成24年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

平成24年度以降の子どものための現金給付について、非課税措置及び差押禁止措置を講じる等の税制上の所要の措置を講じる。

■ 3党合意に基づく税制上の所要の措置の検討

〔所得税、個人住民税〕

「子どもに対する手当の制度のあり方について」(平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意)に基づき、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除(所得控除)の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じる。

また、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

II. 医療・介護等

■ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

〔相続税、贈与税〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する。

■ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

〔事業税〕

医療、とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

■ 社会保険診療等に係る消費税のあり方の検討

〔消費税〕

社会保険診療や介護保険サービスは高度の公共性を有する観点から消費税が非課税とされる一方、医療機関等や介護サービス提供事業者の仕入れに係る消費税については、消費税の導入時及び引き上げ時に社会保険診療報酬等において措置してきた。今後、消費税を含む税体系の見直しを行う場合に、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方について検討する。

■ 研究開発税制(増加型・高水準型)の恒久化

〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額又は売上高の10%を超える試験研究費の額の一定割合を税額控除(注3)する制度について、恒久措置とする。＜経済産業省とりまとめ＞

■ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策を強力に進めていくことが求められていることや、「健康日本21」で成人の喫煙に関する目標が設定され、「がん対策推進基本計画」では、たばこ対策が重要ながん対策と位置づけられていることを踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

(参考)平成23年度税制改正大綱より

平成 24 年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。

Ⅲ．年金

■ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成 23 年度末で廃止期限を迎える適格退職年金(注4)のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成 24 年度以降も現行の税制優遇措置を継続する。

■ 公的年金等所得の所得区分上の見直し

〔所得税、個人住民税〕

今日、約 3700 万人が公的年金受給者として年金所得を得、そのうちの約6割が年金所得のみで生活しているにもかかわらず、年金所得の税法上の位置づけが明確にされず、雑所得とされていることは不合理であることに鑑み、税法上の所得の一類型として新たに「年金所得」を設ける。

■ 年金受給者の税負担

〔所得税、個人住民税〕

高齢者の生活の安定を図る見地から、老年者控除の復活をはじめ、年金受給者の税負担のあり方について検討を行う。

IV. 就労促進

■ 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

(参考)平成23年度税制改正大綱より

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。

■ 雇用促進税制の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

厳しい経済環境下での雇用を確保するため、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制について、税額控除の額を引き上げる。

V. 社会保障・税一体改革関係

■ 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置 (再掲)

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

■ 市町村国保の財政基盤の強化を図るための税制上の所要の措置

〔国民健康保険税〕

社会保障と税の一体改革成案において、「市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化」を図るとされており、市町村国保の構造的問題に対応するため、低所得者の保険料軽減の拡充、賦課限度額の見直しなどを総合的に検討し、所要の措置を講じることにより、市町村国保の財政基盤の強化を図る。

■ 年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税等〕

社会保障・税一体改革成案で示された年金改革の目指すべき方向性に沿って、年金制度の改善を進めることに伴い、税制上の所要の措置を講じる。

参考：用語解説

(注1) 社会福祉事業

「社会福祉法」に基づく社会福祉を目的とする事業。第1種社会福祉事業は主に入所サービスであり、第2種社会福祉事業は主に通所サービスや訪問サービス。

(注2) 総合施設 (仮称)

学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。

(注3) 税額控除

課税対象の所得に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除するもの。

(注4) 適格退職年金

企業が社外に積み立てる年金資産について税制上の特例措置を講じる制度。平成23年度末の廃止期限までに、原則として、受給権保護の仕組みが優れている企業年金等へ移行等することとなっている。